

平成25年9月定例会

議案説明資料

会計管理者

平成25年9月定例会議案説明資料目次

(議案)

会計管理者

議案番号	件名	課名等	頁
第13号	鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について	会計局 会計指導課	1

条 例 名 等	鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について																					
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 県税の延滞金の割合の特例が見直されたことに伴い、分担金等及び占用料等の延滞金の割合を改める。</p> <p>2 概要 (1) 延滞金の割合の見直し 現在の低金利の状況を踏まえ、延滞金の割合の特例を次のとおり見直すとともに、昭和45年に延滞金の割合が年利建に移行した以降、鳥取県税条例に規定する延滞金の本則の割合と鳥取県延滞金徴収条例に規定する延滞金の本則の割合とに相違が生じているため、鳥取県延滞金徴収条例の延滞金の割合を鳥取県税条例の延滞金の割合に改める。 なお、延滞金の割合は当分の間、本則の割合ではなく特例の割合が適用される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(改正前)</th> <th style="text-align: center;">本則</th> <th style="text-align: center;">現行の特例 (旧公定歩合+4%)</th> <th style="text-align: center;">(改正後)</th> <th style="text-align: center;">本則 (地方税、県税と同率にする。※①)</th> <th style="text-align: center;">特例の見直し (14.6%については、特例の創設)</th> <th style="text-align: center;">【参考】 (貸出約定平均金利が1%の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">督促状に指定した期日までの期間</td> <td style="text-align: center;">7.25%</td> <td style="text-align: center;">4.3%</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">7.3%</td> <td style="text-align: center;">特例基準割合 ※②+1%</td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">督促状に指定した期日の翌日から納付の日までの期間</td> <td style="text-align: center;">14.5%</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td style="text-align: center;">14.6%</td> <td style="text-align: center;">特例基準割合 +7.3%</td> <td style="text-align: center;">9.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①本則の割合を改正するのは鳥取県延滞金徴収条例であり、鳥取県道路占用料徴収条例の本則の割合については道路法で上限を14.5%に規定されているため見直さない。 ※②特例基準割合=貸出約定平均金利+1% (上記「貸出約定平均金利」は、日本銀行が公表する前々年10月～前年9月末における「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)」の平均であり、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する。)</p> <p>(2) 鳥取県道路占用料徴収条例に延滞金の徴収に関し必要な事項を定めることによる条例の名称を改める等の所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、平成26年1月1日とする。 (2) 鳥取県国有地使用料徴収条例について、所要の規定の整備を行う。 (3) 所要の経過措置を講ずる。</p>	(改正前)	本則	現行の特例 (旧公定歩合+4%)	(改正後)	本則 (地方税、県税と同率にする。※①)	特例の見直し (14.6%については、特例の創設)	【参考】 (貸出約定平均金利が1%の場合)	督促状に指定した期日までの期間	7.25%	4.3%	→	7.3%	特例基準割合 ※②+1%	3.0%	督促状に指定した期日の翌日から納付の日までの期間	14.5%	-		14.6%	特例基準割合 +7.3%	9.3%
(改正前)	本則	現行の特例 (旧公定歩合+4%)	(改正後)	本則 (地方税、県税と同率にする。※①)	特例の見直し (14.6%については、特例の創設)	【参考】 (貸出約定平均金利が1%の場合)																
督促状に指定した期日までの期間	7.25%	4.3%	→	7.3%	特例基準割合 ※②+1%	3.0%																
督促状に指定した期日の翌日から納付の日までの期間	14.5%	-		14.6%	特例基準割合 +7.3%	9.3%																

鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県延滞金徴収条例(昭和27年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>(延滞金の額)</p> <p>第3条 延滞金の額は、納入通知書に指定した納期限の翌日から分担金等の納付の日までの期間の日数に応じ、当該分担金等の金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.6パーセントの割合(督促状に指定した期日までの期間については、年7.3パーセントの割合)を乗じて計算した額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>2 当分の間、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントに満たない場合には、その年中に係る前項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">年14.6パーセントの割合</td> <td style="padding: 5px;">次項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">年7.3パーセントの割合</td> <td style="padding: 5px;">当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p>	年14.6パーセントの割合	次項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合	年7.3パーセントの割合	当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)	<p>(延滞金の額)</p> <p>第3条 延滞金の額は、納入通知書に指定した期日の翌日から分担金等の納付の日までの期間の日数に応じ、当該分担金等の金額(100円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。)に年14.5パーセント(督促状に指定した期日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1・2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第3条に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合を</p>
年14.6パーセントの割合	次項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合				
年7.3パーセントの割合	当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)				

いう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和28年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>鳥取県道路占用料等徴収条例</u></p>	<p><u>鳥取県道路占用料徴収条例</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項及び第73条第2項(これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、県が管理する道路に係る占用料及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により県が徴収する道路占用料(以下「占用料」という。)の額及び徴収方法については、法令その他別に定めのある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>
<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。<u>ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>納入通知書1通の金額が1,000円未満であるとき。</u></p> <p>(2) <u>延滞金の額が100円未満であるとき。</u></p> <p>(3) <u>滞納について知事がやむを得ない理由があると認めたととき。</u></p> <p>2 <u>延滞金の額は、納入通知書に指定した納期限の翌日から法第73条第1項に規定する負担金等の納付の日までの期間の日数に応じ、当該負担金等の金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に年14.5パーセントの割合(督促状に指定した期日までの期間については、年7.25パーセントの割合)を乗じて計算した額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</u></p> <p>3 <u>当分の間、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.25パーセントに満たない場合には、その年中に係る前</u></p>	<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。</p> <p>2 前項の延滞金の額及びその徴収方法については、鳥取県延滞金徴収条例(昭和27年鳥取県条例第45号)の規定を準用する。</p>

項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

年14.5パーセントの割合	次項に規定する特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合
年7.25パーセントの割合	当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントを超える場合には、年7.25パーセントの割合）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県延滞金徴収条例第3条の規定及び第2条の規定による改正後の鳥取県道路占用料等徴収条例第6条の規定は、平成26年1月1日以後の期間に係る延滞金について適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。

(鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正)

- 3 鳥取県国有地使用料徴収条例（平成12年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第5条 この条例の規定は、次に掲げる条例の規定が適用される国有地については、適用しない。</p> <p>(1) <u>鳥取県道路占用料等徴収条例</u>（昭和28年鳥取県条例第48号）</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 この条例の規定は、次に掲げる条例の規定が適用される国有地については、適用しない。</p> <p>(1) <u>鳥取県道路占用料徴収条例</u>（昭和28年鳥取県条例第48号）</p> <p>(2)～(6) 略</p>